

労政にしのみや

働く人

働きたい人

みんなに イール!



【特集】利用しない手はない!

費用ゼロの求人対策

……P2

【新事業】資格を取ろう!!

西宮市資格取得支援事業

……P3

大学生なら見ておこう

にしのみや就活応援ナビ

……P3

ちゃんと取ってる?有給休暇

漫画で知って役立つ労働法

……P4

労働者も事業主も離職・求職中の人も

知っておくと安心!相談窓口一覧

……P5

令和3年度安全衛生表彰

……P6

性的マイノリティ 西宮市の取組み

パートナーシップ宣誓証明制度

……P7

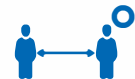
野菜直売所で地産地消

……P8



窓口ご利用時のお願い

労働相談や就労支援の窓口にお越しの際には、手洗いやマスク着用を徹底していただきますとともに、風邪のような症状があったり、体調がすぐれない場合の来館はお控えいただきますようお願いいたします。





利用しない手はない!

費用をかけずにできる求人对策



人が集まらない、定着しない、広告費の負担が大きい・・・
人手不足や採用活動でお悩みなら、公的なサービスを活用してみませんか。

Re:workにしのみや 就業実習でマッチング! 受け入れ企業・事業所募集中

「コロナ離職者就労支援事業」として西宮市が令和2年(2020年)秋から開設した「Re:workにしのみや」。離職を余儀なくされた人や転職を考えている人、子育てなどでブランクのある人から新卒・第二新卒の若者世代までを対象に、就職までを伴走支援する窓口です。

カウンセリングや研修、セミナーとともに大きな柱となっているのが、企業での就業実習(有給)。求職者が職場の雰囲気を感じることができ、自分の適性やスキルを再確認できます。

また実習期間中の給料や求人登録にかかる企業の費用負担は一切ありません。新卒向けのインターンに対応しております。この間に採用を検討して、晴れてマッチングできたあとも定着に向けてサポートしてもらえます。



一人ひとりに合った就職活動を提案

働きたい人を支援するこの事業の成功の鍵は、受け入れ先の多様さ。人材を求めておられるなら、ぜひ、お問い合わせください。

時間 午前10時～午後6時(平日ならびに第2・第4土曜)

所在地 西宮市松原町2-37 勤労青少年ホーム3階

TEL 0798-23-1153

MAIL info@rework-nishinomiya.jp

URL http://www.rework-nishinomiya.jp



ひょうごで働こう! マッチングサイト

無料で掲載。スカウト通知を送信

県内外の求職者に、県内の魅力的な企業の情報やその求人情報を届けるため、兵庫県が運営するマッチングサイト。

求人情報や企業紹介ページを無料で掲載できます。掲載された求人はオープンデータとして他の求人サイトにも掲載されるため、より多くの人目に留まります。求職者から直接問い合わせを受けたり、気になる求職者に直接スカウト通知を送信するのも無料です。

URL <https://www.letswork-hyogo.jp/>

ひょうごワークシェアサイト

出向、副業、短期就労の求人情報で人材融通

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に従業員の人手余剰となっている観光業や飲食業。一方で、福祉や農業などの分野では、深刻な人手不足に直面しています。

このため、兵庫県では、在籍出向や副業、短期的な就労を希望する人を受け入れる企業等の求人情報を提供してワークシェアを推進しています。社会保険労務士への相談や中小企業診断士の助言も無料で受けることができます。

URL <https://www.j-hiroba.jp/jobnet/>



資格取得を西宮市が応援します

昨年から引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により離職を余儀なくされた方、離職の恐れのある方が増加しつつあります。令和3年4月時点で有効求人倍率は0.68倍に低下し、完全失業率は2.8%に達しています。(ハローワーク西宮管内)

西宮市では、新型コロナウイルス感染症対策基金(新型コロナ対策みやっこ元気寄附金)を活用し

て「資格取得支援事業」を実施し、求職者が再就職・転職を有利に進めれるように資格講座を開講し資格取得を支援します。

※お問合せ時にまだ開いていない講座もございますので、ご注意ください。

【問合せ先】「Re:workにしのみや」運営事務局

- 時 間** 月～金・第2・4土(日曜、祝日、年末年始を除く) 10:00～18:00
- T E L** 0798-23-1153
- M A I L** info@rework-nishinomiya.jp

「資格取得支援事業」の内容

●対象者

「Re:workにしのみや」(西宮市コロナ離職者就労支援事業)に登録・相談をされている求職者(市内在住・在学者に限る)

●講座内容

- ・「医療事務講座」資格:医療事務認定実務者
- ・「介護事務講座」資格:介護事務管理士
- ・「登録販売者試験講座」資格:登録販売者
- ・「簿記講座」資格:日商簿記検定
- ・「秘書検定講座」資格:秘書検定
- ・「FP講座」資格:ファイナンシャルプランニング技能検定
- ・「PCスキル講座(Excel)」資格:Microsoft Office Specialist(一般レベル)
- ・「PCスキル講座(Word)」資格:Microsoft Office Specialist(一般レベル)
- ・「ITパスポート講座」資格:ITパスポート試験

※講座受講料は無料(テキスト代・試験受験料は、本人負担となります)。感染対策のためWEB形式(オンライン・動画)で実施。



「西宮で学ぶ」から「西宮で働く」へ にしのみや就活応援ナビ

西宮市大学交流センターWebサイトの中に、特設サイト「にしのみや就活応援ナビ」ができました。コンテンツは「西宮市内企業ナビ」。現時点で約30の企業、団体が紹介されており、「市内で就職」という選択肢を広げています。

その他にも「就職お役立ちサイト」「ウェブ就活サポート」「面接会・説明会情報」といった、就活生が知りたい情報が集約されたメニュー構成です。ぜひブックマークして活用してくださいね。



ホームページにアクセス!

<https://collegetown-nishinomiya.jp/career/>



有給休暇が取れない！これってあり??

休養でもレジャーでも、利用目的を問われることなく取得できます

休暇については、法律（労働基準法第39条）で基準が定められています。年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原



厚生労働省「これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A」

則、労働者が請求する時季に与えることとされています。休暇をとる理由や利用目的によって却下されることはありません。

パートでも取得できる有給休暇

年次有給休暇は、半年以上継続して働き、全労働日の8割以上出勤した人に10日付与され、以降1年ごとに取れる日数が増えます。パートタイムやアルバイトでも、一定の要件を満たせば正社員と同じ日数が付与されます。所定労働日数が少ない場合でも、労働日数に応じて比例付与されます。

【注】ただし、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更させることができます。

年5日の有給休暇取得が義務化

年次有給休暇は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。しかし、取得率は低調。そのため、働き方改革関連法により、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。気兼ねなく休みを取って、しっかりリフレッシュして、元気に働きましょう！

事業者のみなさんへ

年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しませんか？

休暇取得日を計画的に割り振ることで、

労務管理がしやすく、計画的な業務運営ができる



事業主



従業員

気兼ねなく休みを取ることができる

年次有給休暇の計画的付与制度を導入する場合には、就業規則による規定と労使協定の締結が必要になります。

年次有給休暇取得促進特設サイト

URL <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin>



持続可能な
安全管理
未来へつなぐ
安全職場

7月1日(木)～7日(水)
令和3年度
全国安全週間

確かめよう!労働条件

働き始めてみると、聞いていた話とは違うということがあります。法律によって、事業主は、求職者や労働者に対して、働くときの条件を明示することが義務付けられています。仕事を探すときには求人票や募集要項など、また、労働契約を結ぼうとするときには労働条件通知書など、労働条件をしっかりと確認しましょう。

事業主の側も、採用後の無用なトラブルの発生を避けるためにも、労働条件を書面によって明確に示す必要があります。



厚生労働省「確かめよう!労働条件サイト」は、働いている方と事業者・労務管理担当の方、それぞれの視点で役立つ情報を提供しています。労働基準関係法令や相談先の紹介、就業規則の作成支援ツールなど、役立つ情報が満載です。

確かめよう!労働条件サイト

URL <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



外国人材に関わる疑問や悩みに専門家が応え

外国人雇用HYOGO サポートデスク

相談無料
企業対象

- ◇技能実習生と特定技能外国人の制度の違いは?
- ◇外国人留学生を雇う際の注意点は?
- ◇専門知識のある外国人材がほしい。
- ◇採用の際の具体的な手続きは?

事業主のみなさんが、積極的に外国人材を活用していただけるように兵庫県が開設したサポートデスクです。

相談内容に応じて、企業人事管理担当者OB、行政書士、社会保険労務士など専門家が相談を受け、必要に応じて適切な専門機関を案内してもらえます。

※人材紹介は行っていません

- 受付時間** 月曜日～金曜日 10:00～17:00
- 所在地** 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階 (ひょうご・しごと情報広場内) JR「神戸」駅から徒歩3分
- TEL** 078-366-1431
- MAIL** gaikokujin-koyo@hpea.jp

主な相談窓口一覧

就労支援

【ハローワーク】しごとサポートウェブにしきた	月～金 9:00～17:00	0798-68-1021 プレラにしのみや 4階 (西宮市高松町4番8号)
Re:workにしのみや	月～金・第2・4土 10:00～18:00	0798-23-1153 勤労青少年ホーム3階 (西宮市松原町2番37号)
【若者】西宮若者サポートステーション	月～金・第2土 9:30～18:00	0798-31-5951 勤労会館1階 (西宮市松原町2番37号)
【中高年】西宮市中高年しごと相談室	月・火・木・金、第1・3・5水、第2・4土 10:00～18:00	0798-42-7717 勤労会館1階 (西宮市松原町2番37号)
【生活困窮者】ソーシャルスポット西宮よりそい	月～金 9:00～17:00	0798-31-0199 勤労会館2階 (西宮市松原町2番37号)
【障害のある人】障害者就労生活支援センター「アイビー」	月～金 9:00～17:30	0798-22-2725 総合福祉センター2階 (西宮市染殿町8番17号) FAX 0798-22-2724

労働問題

労働相談(西宮市)	毎週火曜 15:00～19:00 第2・4土曜 13:00～18:00	0798-32-7170 勤労青少年ホーム2階 (西宮市松原町2番37号)
西宮総合労働相談コーナー(西宮労働基準監督署)	月～金 9:00～17:00	0798-26-3733 西宮地方合同庁舎3階 (西宮市浜町7番35号)
労働条件相談ほっとライン(厚生労働省)	月～金 17:00～22:00 土・日 9:00～21:00	【フリーダイヤル】 0120-811-610

外国語(13言語)の相談窓口は右のコードから案内サイトへアクセスしてください。
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



令和3年度 安全衛生表彰式

5月20日(木)、西宮市立勤労会館ホールにて実施された西宮労働基準協会定時総会において、「令和3年度安全衛生表彰式」が行われました。この表彰は安全衛生管理水準の高い事業場や地域・企業の安全衛生水準の向上に貢献した個人を表彰することにより、安全意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために行われています。



西宮市長表彰 敬称略

安全衛生優良賞：株式会社共立合金製作所

安全衛生努力賞：大阪熱処理株式会社

安全衛生功績賞：田中 仁（株式会社きんでん人材開発部・高所作業車・玉掛け技能講習講師）
 登米 淳也（辰馬本家酒造株式会社・フォークリフト運転技能講習講師）
 安福 良明（株式会社JFEメカフロント阪神・玉掛け技能講習講師）
 濱口 敦（労働安全コンサルタント・協会講師）

MAY DAY

労働者の祭典 メーデー

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響で、今年もメーデーの集会が中止となりました。開催報告記事の代わりに、あらためて「メーデー」の起こりをご紹介します。

ヨーロッパでは夏の訪れを祝う五月祭が催され、労使双方が共に祝うのが慣習でした。これが、現在のメーデー (May day) につながったようです。

1886年5月1日にシカゴを中心に行われた8時間労働制を要求する統一ストライキが、「労働者の日」の起源と言われ、1890年にはヨーロッパやアメリカなどで第1回国際メーデーが行われました。

日本では1920年に第1回のメーデーが上野公園で行われ、およそ1万人の労働者が「八時間労働制の実施」や「最低賃金法の制定」などを訴え、翌年からは開催地や参加人数も増えていきました。



70歳までの就業機会確保

高齢者雇用安定法の改正

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者が能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者雇用安定法」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されています。

事業主は、70歳まで定年年齢を引き上げるか、70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入するなどの就業確保措置を講じるよう努める必要があります。それに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。



詳細は厚生労働省のホームページから



多様な人材が活躍できる社会を目指して ～性的マイノリティ～



「いない」のではなく「見えていない」

性的マイノリティの割合は人口の3.3～8.9%という調査結果が出ていますが、自分の身近にはいないと感じる人が多いのではないのでしょうか。それは、性的マイノリティに対する差別や偏見が根強く存在するため、自分がそうであることを周囲に悟られないように振る舞っている人が多いからと言われていいます。声を上げることができる人が少ないため、理解や対応が進まないのが現状です。

参照：大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート(2019)/電通ダイバーシティラボLGBT調査(2018)

なぜ対応が必要なのか

前提として、個人はあるがままの存在として尊重されるものであり、差別や偏見の対象となることがあってはいけません。また、改正労働施策総合推進法（大企業は2020年6月、中小企業は2022年4月より）の施行により、職場で性的マイノリティを差別するような言動やハラスメント、また本人の承諾なく性的指向や性自認を暴露するなどの行為が起こらないよう、企業や自治体に対して防止策を講じることが義務づけられました。

職場や飲み会などで「お前そっち系?」や、「ホモ、オカマ」などという差別的な言動はハラスメントとなることがあります。「悪気はなかった」「知らなかった」では済まされません。

西宮市の性の多様性に関する取組

●パートナーシップ宣誓証明制度

互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合うことを約束した性的マイノリティのカップルに対して、二人がパートナーシップを宣誓したことを市が証明し、受領証の交付を行います。法的な効力はありませんが、本市の権限で可能な行政サービスについては、婚姻や事実婚と同様に取扱うように進めています。

パートナーシップ宣誓すると...

- 01 市営住宅への入居申込資格の世帯条件を満たすことができます。
- 02 市の犯罪被害者等支援の遺族要件を満たすことができます。
- 03 市の医療費助成制度の所得要件等を満たさなくなる可能性があります。

●企業での活用例

性的マイノリティのカップルは、生活実態が法律婚と同等であるにも関わらず、法律婚のように関係性を証明するものがなく、慶弔休暇などの福利厚生が適用されないことがあります。自治体が発行するパートナーシップ宣誓書受領証等を確認書類とするなどの対応を実施する企業も増えつつあります。

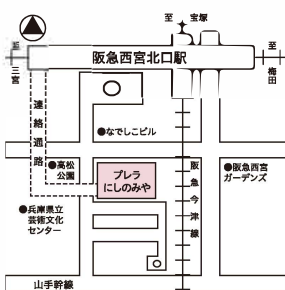
●性的マイノリティ電話相談

当事者本人だけでなく、家族や友人、同僚、上司など周囲の方からの相談も性的マイノリティの相談経験があるQWRC(クォーク)の相談員がお受けします。

TEL 0798-68-6720

受付時間 毎月第2土曜日 10:00～13:00

西宮市男女共同参画推進課(西宮市男女共同参画センター ウェーブ)



女性のための相談室

女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室を訪ねてください。

- 電話相談 TEL.0798-64-9499 月・木 10:00～12:00 13:00～16:00
- 面接相談 要予約 TEL.0798-64-9498 月・火・水・木・土 10:00～16:30
- 法律相談 要予約 TEL.0798-64-9498 第3金 14:00～17:00
- チャレンジ相談 要予約 TEL.0798-64-9498 偶数月 第2金 10:00～13:00 奇数月 第3水 13:00～16:00

図書・資料コーナー

情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

- 閲覧：開館時間中 貸出：月～土 10:00～17:15



- 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 ■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00
- TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付時間：月～土9:00～17:15(日曜、祝日を除く)
- URL: <https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html>





採れたて!新鮮!

西宮の野菜はいかが? 楽しい直売所巡り

住宅地のすぐそばに田畑が広がる風景が見られる西宮。葉物野菜を中心に、いろんな野菜や果物が生産されています。青果市場やスーパーなどに出荷される「西宮の野菜」ですが、生産者が直接販売する野菜直売所もたくさんあります。

採れたての野菜が並ぶ直売所。量も種類も、その時の気候次第。「今日は何があるかな」という楽しみや、農家の方から美味しい食べ方などを聞けるのも直売所ならではの。形がいびつでも、

売り切れごめんでも、それも直売所の魅力の一つです。市内のあちこちにある直売所。お散歩がてら訪ねてみませんか。

野菜直売所は「みやたん」のほりが目印!



直売所情報は、
西宮の農業応援サイト「あぐりっこ」
<https://agricco.jp/>



PICK UP
相談窓

Re:workにしのみや

「働きたい!」をサポートする 就労支援の相談窓口

若年層からシニア層まで年齢を問わず、求職者及び転職希望者、世帯収入確保のため新たに仕事に就こうとお考えの方、大学生等に対し、無料のセミナーや就業実習(有給)を活用した職業紹介を行い、一人ひとりに合った就職を伴走支援する相談窓口です。

一人で悩みを抱え込んでいませんか? 一歩踏み出せず不安に思っていないですか? 今までの経験を私たち、コーディネーターにお話してください。ご自分の再発見や新しい可能性に気づききっかけになるかもしれません。お気軽にご利用ください。



●Re:workにしのみやの連絡先など詳細は5ページの「相談窓口一覧」をご覧ください。

司書のオススメ



『はたらく浮世絵 大日本物産図会』

監修:橋爪節也・曾田めぐみ
出版社:青幻舎

三代目歌川広重が日本各地の名産を描いた「大日本物産図会」。この本は作品の中の働く人に焦点をあて、「女性がいきいきはたらく」「職人技がきらきら輝く」など、5つの



テーマに分類し紹介しています。極寒の北海道での天然氷採取、巨大蛸に小舟で挑む漁と、驚かされる仕事もありますが、人々の朗らかな表情やいきいきとした姿が印象的です。

(協力:西宮市立図書館)

編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労会館内

TEL:0798-35-5286 FAX:0798-34-2888

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.htm>

ページ番号: 74265377

